

コーポレートガバナンス

コーポレートガバナンス原則

当行は、経営理念「健全経営を堅持し、もって地域社会の発展に寄与する」を実現するために、当行が行うすべての企業活動を律し、八十二銀行グループの存続及び企業価値の向上と社会的責任を果たすための基本原則として、「コーポレートガバナンス原則」を定めています。

「コーポレートガバナンス原則」においては、「お客さま」「株主」「職員」「地域社会」に対する基本姿勢及び企業統治、法令遵守と企業倫理、情報開示に関わる基本姿勢等を定めています。

組織形態

当行は、業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行う機関と、取締役の職務執行を監査する機関は、牽制関係を維持するうえで組織上独立しておくべきと考え、監査役会設置会社の体制を採用しています。さらに、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役・社外監査役を独立役員として配置しています。

業務執行、監督に関わる事項

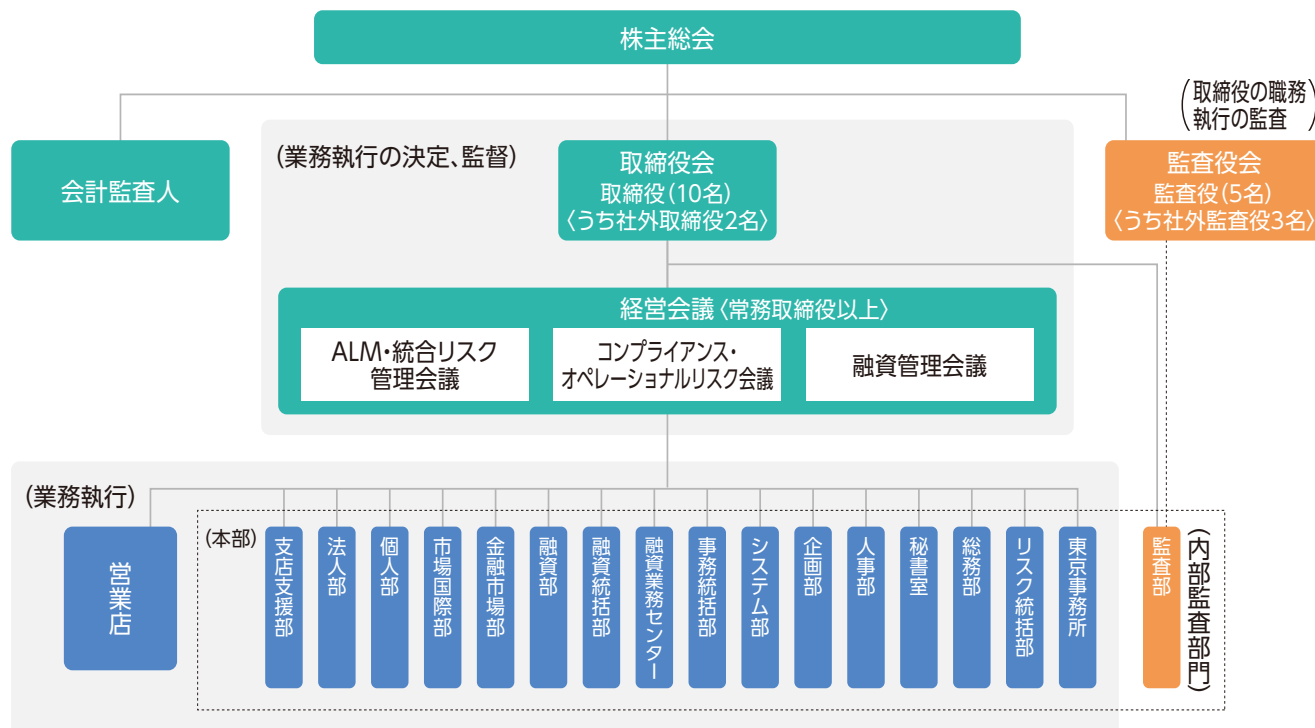
当行は取締役会のほかに、取締役会の下位機関として経営会議を設置しています。また経営会議には、執行業務の内容に応じ特定目的会議として、ALM・統合リスク管理会議、コンプライアンス・オペレーショナルリスク会議、融資管理会議を設けています。

取締役会は、営業店長や本部部長を経験し、社外の経済・産業や社内の業務に通暁した社内取締役8名及び社外取締役2名で構成しており、経営会議は常務取締役以上の社内取締役で構成しています。

取締役会は取締役会規程に基づき原則毎月1回以上開催し、実質的な議論を行うとともに、相互に業務執行状況を監督し、適正な業務執行体制を確保しています。また、経営会議は経営会議規程に基づき原則毎週開催し、取締役会に付議すべき議案の作成のほか、全般的経営管理に関する事項及び日常の執行業務で調整を必要とする事項を協議・決定しています。

● コーポレートガバナンス体制

(平成28年6月24日現在)



監査に関わる事項

■ 監査役監査の組織、人員及び手続き

取締役の職務執行を監査する機関として監査役を設置しており、監査役会は社外監査役3名を含めた5名体制で構成しています。

監査役会は、監査役会規程に基づき原則月1回開催しています。各監査役は取締役会に出席し、適切な提言・助言を行うことによって、厳正な監視を行っています。常勤監査役は経営会議に出席するとともに、取締役等の日常的な職務執行や内部統制の整備・運用状況などについて営業店往査等を含め諸問題を検証し、適切な提言・助言を行うことによって、厳正な監視を行っています。

また、代表取締役と定期的に会合を持ち、経営方針や対処すべき課題などについて意見交換を行うほか、会計監査人とも積極的に意見交換を行っています。

■ 内部監査の組織、人員及び手続き

業務執行部門における内部管理態勢の適切性・有効性を検証し、業務上の問題点の発見・指摘とともに、内部管理態勢等の評価及び問題点の改善の提言を行う部署とし

て内部監査部門を設置しています。

内部監査部門は取締役会の直属組織とし、約40名体制としています。取締役会は年度内部監査方針を決定し、それに基づき監査に当たらせ、四半期毎に内部監査状況について報告を受けています。

報酬に関わる事項

当行の取締役の報酬については、確定金額報酬、業績連動型報酬、ストックオプション報酬の3つからなっています。

確定金額報酬総額は月額25百万円以内、業績連動型報酬は当期純利益を基準として支給すること、ストックオプション報酬総額については、株式報酬型ストックオプションとし新株予約権を年額100百万円以内の範囲で割り当てることが株主総会で定められています。それぞれの報酬額の配分は取締役会の協議に基づき決定しています。

監査役の報酬については、確定金額報酬からなっています。確定金額報酬総額については、株主総会決議により月額8百万円以内とされており、報酬額の配分は監査役の協議に基づき決定しています。

コーポレートガバナンス原則

八十二銀行の経営理念は、「健全経営を堅持し、もって地域社会の発展に寄与する」である。本原則は、経営理念を実現するために行う全ての企業活動を律し、八十二銀行グループの存続および企業価値の向上と社会的責任を果たすために定める。

1. お客さま・株主・職員の権利・利益の尊重と地域社会への貢献

(1) お客さまの権利・利益の尊重と保護

お客さまとの円滑な関係構築に努め、お客さまに適合した商品・サービスの提供を通じ、信頼と満足度を高め、お客さまの権利・利益を尊重し、保護する。

(2) 株主の権利・利益の尊重と保護

ア.株主の自益権(経済的利益を得る権利)および
共益権(会社の管理運営に関与する権利)等の
基本的な権利・利益を尊重し、保護する。

イ.株主に対して、情報開示を充実し、公平性を確保する。

(3) 職員の処遇

職員の自立的な成長と自己実現を支援し、適切な

人材配置と処遇により、働きがいのある職場環境と企業風土を醸成する。

(4) 地域社会への貢献

地域社会の一員として地域社会と円滑な関係を構築し、地域経済・産業の発展に寄与するとともに、企業の社会的責任として環境保全活動、災害支援等にも積極的に取り組み、企業市民として社会貢献活動を実践する。

2. 経営管理態勢

(1) 経営管理態勢

ア.取締役会、監査役会のほか、経営会議、コンプライアンス・オペレーショナルリスク会議その他外部機関等(監査法人・顧問弁護士等)により経営管理態勢を確保し、全体を統治する。

イ.各種会議・委員会を設置し、八十二銀行グループ全般にわたる諸問題について組織横断的に審議・調整を行ない、牽制態勢を確保する。

ウ.牽制機能を確保した職制・権限と適材適所の人材配置により、効率的かつ効果的な業務運営を確保する。

(2) 経営判断の原則

ア.取締役は、法令・規程、客観的事実、十分な情報に基づく合理的根拠のほか各種リスクの観点などの多面的な検討に基づき、適法かつ責任ある経営判断を行う。

イ.明確な意思決定プロセスの確保に努め、独断および私利による意思決定を排除する。

ウ.書面または議事録により検討経緯を明示し、判断の適正性を確保する。

3. 法令遵守および企業倫理

(1) 法令遵守

あらゆる法令・規程・社会規範を遵守し、公正かつ誠実な企業活動を遂行する。

(2) 反社会的勢力との関係遮断

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした態度で関係を遮断する。

(3) 企業倫理

ア.常に高い倫理観を維持し、公明正大で透明性の高い企業活動を遂行する。

イ.人種、国籍、信条、宗教、性別による差別や人権侵害を行わず、基本的人権を尊重する。

(4) 不正・不祥事の排除

ア.リスク管理および牽制態勢を確保し、内部統制体制の充実に努め、企業不祥事を防止する。

イ.個人の利害関係にとらわれず、常に公明正大で公平な立場から誠実に職務を遂行する企業風土を醸成し、不正・不祥事を排除する。

ウ.業務上知り得た個人情報およびその他の情報資産について、本人の同意または適正な理由がない限り他に開示しない。

4. 情報開示

(1) 情報開示の体制整備

公開会社として迅速かつ正確な情報開示を行う責任と義務を負い、情報の開示事項に関する適正性・公平性・迅速性を確保するため、情報開示体制を整備する。

(2) 適時適切な情報開示

会社の財務状況、経営成績、会社の経営実態に関する重要事項およびその他の事項について、事実に基づき適時かつ適切に開示し、株主およびその他の利害関係者に対する説明責任を果たす。

(3) 情報アクセス機会の確保

開示情報に対し、株主およびその他の利害関係者が公平かつ容易にアクセスできる機会の確保に努める。

以上

内部統制システム

当行は、適切な経営管理のもと、「当行およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制（以下『内部統制システム』という）」の整備と適切な運用に向けた基本方針を以下のとおり定めています。

内部統制システムの整備に関する基本方針（業務の適正を確保する体制）

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 企業価値向上と企業市民としての社会的責任を果たすため、企業統治、企業倫理、情報開示等にかかる基本原則として「コーポレートガバナンス原則」を定め公表するとともに、法令および定款ならびに「コーポレートガバナンス原則」を遵守する。
- (2) 取締役会は、取締役会規程に基づき適切な運営を行う。原則として毎月1回以上これを開催し、取締役間の意思疎通をはかるとともに相互に業務執行状況を監督し、適正な業務執行と法令違反行為の防止・抑制のための体制整備に努める。
- (3) 「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、社会良識を備えた企業市民としての行動規範を遵守し、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で関係を遮断する。
- (4) コンプライアンス方針規程にコンプライアンスに関する基本方針を定め、コンプライアンスマニュアルにコンプライアンス徹底のための行動基準を定めて当行に勤務する全ての者が遵守する。また、年度毎にコンプライアンス・プログラム（コンプライアンス徹底のための実践計画）を取締役会で決定し実施する。
- (5) 法令違反その他コンプライアンス違反の未然防止や既に発生した事態への早期対応を目的とした社内報告体制および内部通報制度を整備し、その適正な運用を図る。
- (6) 内部監査部署は、執行部門から独立した取締役会直属の組織として、内部監査を実施する。また、監査役は、監査役会規程および監査役監査基準に基づき、取締役の職務執行を監査する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報については、法令等の定めに基づいて文書等を保存・管理するほか、情報資産保護方針規程等の定めに基づき、適切な

保存・管理を行う。

- (2) 情報資産保護方針規程等に基づき情報資産の適切な安全対策を実施するとともに、新たな情報保存方法・媒体等への対応、漏洩防止対策の構築など、必要に応じて体制の見直しを図る。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制については、統合的リスク管理規程により損失発生のリスクに応じた所管部署を定めるとともに、全てのリスクを総体的に捉え管理する部署を定め、統合的なリスク管理を行う。
- (2) リスクの顕在化、緊急事態等に対しては、統合的リスク管理規程・非常事態対策管理規程等に基づき、適切に対応する体制の維持・充実を図る。
- (3) 新たな損失発生のリスクを監視・抽出するとともに、不測の事態発生時における損害の拡大を最小限に止めるためのリスク管理体制の構築と運用に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を取締役会規程に基づき原則として毎月1回以上開催する。取締役会は、常務取締役以上で構成される経営会議に、全般的経営管理に関する事項および日常の執行業務で全般的調整を必要とする事項の協議・決定を権限委譲するとともに、当行の経営方針および経営戦略等に係る重要事項については、経営会議における事前審議を経て、取締役会において執行決定を行う。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、職制規程および職務権限規程等において業務分掌・執行権限等を定めるとともに、必要に応じてこれらの諸規程を見直し、効率的な業務執行体制を維持する。

5. 当行および連結子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 連結子会社を中心とするグループ法人の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告については、当行が定めるグループ法人管理規程等において、報告事項・報告頻度等を定める。
- (2) 連結子会社を中心とするグループ法人の損失の危険の管理については、当行が定める統合的リスク管理規程において、グループ法人に関わるリスクの所管部署を企画部および外部委託担当部署と定め、統合的に管理する。
- (3) 連結子会社を中心とするグループ法人の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、グループ法人管理規程等において当行への協議事項を定めるとともに、決算・経営計画等の重要事項について、定期的に経営会議・取締役会等へ報告する体制を整備する。また、代表者連絡会議、事務連絡会議等を定期的に開催し、グループ法人との連携を図る。
- (4) 連結子会社を中心とするグループ法人の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、グループ法人管理規程等において、グループ法人が当行リスク管理関連規程に準じた規則を制定することを定める。また、グループ法人との個別契約等に基づく内部監査を実施するほか、財務報告に係る内部統制、監査役監査等により、グループ法人の業務の適切性を検証する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

- (1) 執行部門から独立した組織として、監査役会事務局を設置する。
- (2) 監査役の職務を補助すべき使用人を、当行使用人のなかから監査役会事務局に配属する。
- (3) 監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、取締役から独立して監査役の指示に基づき補助業務を行う。
- (4) 監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価等については、監査役の同意を得るものとする。

7. 当行の取締役および使用人ならびに連結子会社を中心とするグループ法人の取締役・監査役等および使用人、これらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制、および報告をした者

が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当行内部監査部署は、当行監査役に対し、内部監査の状況を定期的に報告する。また、当行統合的リスク管理部署は、当行監査役に対し、コンプライアンス、リスク管理等の状況を定期的に報告する。
- (2) 当行およびグループ法人の役職員は、法令等の違反行為等、または著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、コンプライアンスマニュアル等に定める方法により、当行コンプライアンス統括部署に対して報告する。また、当行コンプライアンス統括部署は、当行監査役に対して、当該事実を速やかに報告する。
- (3) 内部通報制度の受付担当部署は、内部通報の状況について、直ちに当行監査役に対して報告する。
- (4) 前項(2)または(3)による報告をした者は、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことをコンプライアンスマニュアルに明記し、プライバシーの保護に配慮し適切に運用する。

8. 当行の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役がその職務の執行について、当行に対し、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該費用等が当該監査役の職務の執行に必要なと認められなかった場合を除き、速やかに処理する。
- (2) 監査役会は、監査役職務の執行上必要と認められる費用について、あらかじめ予算を計上する。

9. その他、監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当行およびグループ法人の取締役および使用人は、監査役会が定める監査役監査基準に基づいて、当行監査役職務の執行に必要な報告を行う。また、当行監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- (2) 監査役は、取締役会その他の重要会議への出席、内部監査部署・会計監査人・グループ法人監査役との連携等を通じ、監査の実効性を確保する。
- (3) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行う。

以上